

かつらぎ町役場からのお知らせ

町民の皆様には、平素より町行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国は大阪府・兵庫県・京都府・東京都に対する緊急事態宣言を5月31日まで延長し、愛知県、福岡県を追加しました。また、まん延防止等重点措置についても、5月31日までの期間延長と北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県、沖縄県に拡大しました。

かつらぎ町は新型インフルエンザ等対策本部において、検討・協議の結果、一部の公共施設の休館や利用制限などの対応を5月31日までの延長を決定しました。

町民の皆様には引き続き、県を越えての外出、カラオケなど感染リスクの高い行為を自粛していただき、マスクの着用・手洗いや手指の消毒、換気など一人ひとりが感染予防対策を徹底していただくとともに、**特に、家族以外との飲食は控えていただきますよう重ねてお願いいたします。**

皆様には、対象期間中、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年5月10日

かつらぎ町新型インフルエンザ等対策本部

本部長 中 阪 雅 則

対象期間：令和3年5月12日（水）～5月31日（月）

※ 今後の感染状況を踏まえ、対象期間並びに内容を変更する場合があります。

※ 内容の変更等がある場合は、再度お知らせいたします。

町民の皆様へのお願い

- ① 不要不急の外出を控える。
- ② 家族以外との飲食やカラオケを控える。
- ③ 集団での会食や宿泊を控える。
- ④ 緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置が出されている地域への外出を控える。
- ⑤ 感染防止対策が徹底されていないイベント等の開催は延期または自粛する。

小学校	通常通り開校します。
中学校	通常通り開校します。 部活動については、全国大会や近畿大会につながる大会は、原則実施することとします。それ以外の大会は、延期または中止とします。練習は、感染防止対策に応じて、活動内容に制限を設けることとします。
こども園・花園幼稚園	通常通り開園します。
学童保育	通常通り開所します。
子育て支援センター「はぐくみ」	通常通り開設します。
図書館	貸出、返却のみの利用とします。
総合文化会館	かつらぎ町民のみの利用とします。
公民館・児童館	
地域交流センター	
学校施設開放	
体育施設（※参照）	
西部公園パークゴルフ場	4月27日から5月31日の間、臨時休場とします。
かつらぎFITNESS(体力づくりフロア)	4月27日から5月31日の間、臨時休業とします。
はなぞの温泉「花園の里」	4月29日から5月31日の間、臨時休業とします。

※体育施設 かつらぎ体育センター・かつらぎ公園グラウンド・テニスコート・河川グラウンド・河南公園グラウンド・中飯降公園グラウンド・笠田東少年スポーツ広場

■ 感染者や関係者等への配慮

新型コロナウイルス感染者やそのご家族及び対策に携わった方々に対し、誤った情報や不確かな情報による不当な差別や偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷などはあってはならないことです。

町民の皆様には冷静な対応をお願いいたします。

□ お問い合わせ先・・・かつらぎ町役場 新型コロナウイルス感染症総合窓口

☎ 0736-22-0300（代表）